

八頭町公式 LINE プロモーション業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月

八頭町 企画課地域戦略室

目次

1. 目的.....	1
2. 業務概要.....	1
3. 担当窓口（お問い合わせ先及び各種書類の提出先）	1
4. 見積限度額.....	1
5. 参加資格.....	1
6. スケジュール.....	2
7. 参加意向表明書の提出.....	2
8. 質問及び回答.....	3
9. 参加申込み及び企画提案書等の提出.....	3
10. 審査.....	4
11. 契約.....	5
12. 業務の適正な実施に関する事項.....	6
13. その他事項.....	6

1. 目的

本要領は、八頭町公式 LINE プロモーション業務の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により本業務を委託する高度な専門性、経験、実績を有する優れた事業者（以下「事業者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業 務 名 八頭町公式 LINE プロモーション業務

(2) 業務内容

八頭町公式 LINE プロモーション業務委託仕様書（別紙 1）のとおり

※契約時における仕様書は、提案内容に応じて、変更することがある。

(3) 履行期間

契約締結の日（令和 8 年 10 月中旬予定）から令和 9 年 3 月 31 日まで

3. 担当窓口（お問い合わせ先及び各種書類の提出先）

八頭町 企画課地域戦略室 担当者名：山田

〒680-0493 鳥取県八頭郡八頭町郡家 493 番地

電話：0858-76-0213

ファクシミリ：0858-76-0222

電子メール：yazu-kikaku@town.yazu.lg.jp

ホームページ：<https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/11/18393.html>

4. 見積限度額

金 3,399,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

この金額は、予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。この金額を超えた提案は無効とする。

5. 参加資格

参加者は、以下の要件を満たす者とし、契約締結の日までの期間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）など、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 自己又は自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のいずれかに該当する者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ. 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ. 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団、又は暴力団員を利用している者
 - オ. 暴力団、又は暴力団員に対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ. 暴力団、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ. 暴力団、又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (4) 本プロポーザルに参加しようとする者又は本業務について協力体制をとる会社のいずれかが鳥取県東部（鳥取市又は岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町、八頭町）に本店又は営業所等を有する者であること。

6. スケジュール

項目	日程
実施要領等の公表	令和8年9月9日（水曜日）
参加意向表明書の受付期限	令和8年9月17日（木曜日）
質問書の受付期限	令和8年9月17日（木曜日）
質問書に対する回答期限	令和8年9月21日（月曜日）
参加申込み及び企画提案書等の提出期限	令和8年10月2日（金曜日）
審査会	令和8年10月7日（水曜日）予定
選考結果の通知	令和8年10月9日（金曜日）予定
契約締結	令和8年10月中旬予定

ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

7. 参加意向表明書の提出

- (1) 提出期限 令和8年9月17日（木曜日）午後5時
- (2) 提出書類 参加意向表明書（様式第1号）
- (3) 提出方法
電子メールにて送付すること。
件名は、「プロポーザル参加意向（事業者名）」とすること。

8. 質問及び回答

(1) 質問の提出

ア. 提出期限 令和 8 年 9 月 17 日（木曜日）午後 5 時

イ. 提出書類

質問書（様式第 2 号）

なお、質問書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

ウ. 提出方法

電子メールにて送付すること。

件名は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

(2) 質問の回答

ア. 回答期限 令和 8 年 9 月 21 日（月曜日）午後 5 時

イ. 回答方法

競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、本町ホームページ上
(<https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/11/18393.html>) に公表する。

9. 参加申込み及び企画提案書等の提出

このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、提案は 1 社につき 1 案とする。

(1) 提出期限 令和 8 年 10 月 2 日（金曜日）午後 5 時

(2) 提出書類

ア. 参加届出書兼誓約書（様式第 3 号） 正本 1 部

イ. 企画提案書（自由様式） 正本 1 部、副本 4 部

ウ. 業務工程表（自由様式） 正本 1 部、副本 4 部

エ. 実施体制調書（様式第 4 号） 正本 1 部、副本 4 部

ウ. 見積書（自由様式） 正本 1 部、副本 4 部

(3) 提出物について

ア. 参加届出書兼誓約書（様式第 3 号）

押印は不要とする。

イ. 企画提案書（自由様式）

- 枚数は 20 ページ以内（表紙及び目次を除く）とし、表紙及び目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること。なお、表紙及び目次はページ数に含めないこと。
- サイズは、日本工業規格 A4 縦型（一部 A3 判資料折込使用可）、横書き左綴じとし、任意書式にて作成すること。
- 次頁の審査項目を参考に、次の項目について記載すること。
 - ・ プロモーション全体の基本方針・コンセプト

- ・ 広報ツール（チラシ・ポスター等）の制作案
デザインコンセプト、レイアウトイメージ（ラフ案・類似業務実績例等）
- ・ 広報ツールにおいて、アカウント開設とキャンペーンを効果的に連動させ、登録意欲を高める工夫
- ・ 広報ツールの公共施設・町内店舗等への効果的な配布・掲示計画（具体的な配布先・掲示先の提案）
- ・ SNS・各種 Web メディアを活用した広報の展開（媒体選定、配信手法等）
- ・ 友だち追加促進キャンペーンの内容・実施計画
（登録や回答を促す企画内容、アンケート案、問い合わせ窓口の開設・対応方法、景品の選定案等）

ウ．業務工程表（自由様式）

仕様書記載の業務内容ごとに業務工程（スケジュール）を記載すること。

エ．実施体制調書（様式第 4 号）

様式に従い、管理責任者を含む配置予定者及び実施体制図を記載すること。

オ．見積書（自由様式）

代表者印を押印し、宛先は八頭町長とすること。合計額（消費税及び地方消費税額を含む。）と仕様書記載の業務及び提案業務の内容ごとに金額の内訳（制作費等）を記載すること。

（４）提出方法

郵送又は持参すること。電子メールでの受付は不可とする。持参の場合は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間で受け付ける。なお、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

10. 審査

本町が別に定める審査委員が、提出書類の内容を審査し、選定を行う。

（１）審査会

- ア．開催日 令和 8 年 10 月 7 日（水曜日）予定
- イ．開催場所 八頭町役場
- ウ．留意事項 選考は非公開とする。

（２）審査項目及び配点

審査項目	内容	配点
①業務の実施方針	● 本事業の目的、内容について十分理解しているか ● プロモーション全体の基本方針・コンセプトに明確な意図があるか	10
②業務実施体制	スタッフの配置など、当該業務を実施するにあたり円滑かつ確実に実施できる体制となっているか	5

③広報ツール制作	● 広報ツールのデザイン性、視認性、友だち追加・応募意欲を高める工夫があるか ● 具体的な配布先等が町民の生活動線を捉えているか	10
④SNS・Web 広報展開	ターゲット層に応じた適切な媒体選定及び効果的な配信プロモーション手法が提案されているか。	5
⑤キャンペーン企画・管理	● 友だち追加促進キャンペーンの内容が魅力的かつ独自性があり、友だち追加を促すものか ● キャンペーンの実施体制（問い合わせ窓口の開設・運営、景品手配、及び個人情報の管理等）が明確か	15
⑥予算の積算	業務内容に整合性のとれた適切な経費の設定がなされているか	5
合計		50

(3) 優先交渉権者の決定

得点の総計が最も高い者を優先交渉権者とする。

最高得点獲得者が2社以上ある場合は、審査項目③⑤の合計点が高い者を優先交渉権者とし、それでもなお同点数で並ぶ場合は、審査委員の協議により、優先交渉権者を選定する。

(4) 審査結果の通知及び優先交渉権者の公表

ア. 結果通知

審査結果は、参加者全員に対し、令和8年10月9日（金曜日）（予定）までに、参加届出書兼誓約書（様式第3号）に記載された連絡先に電子メールで通知する。なお、審査結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

イ. 公表

参加者数、優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）、評価点などの審査結果は、令和8年10月中旬に本町ホームページ上（<https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/11/18393.html>）に公表する。

11. 契約

(1) 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、令和8年10月中旬以降に本業務にかかる契約を締結する。なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

(2) 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、又は協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。なお、八頭町財務規則（平成 17 年規則第 52 号）第 90 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

12. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

事業者は、関係法令を遵守して本業務を適正に実施すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

事業者が行う本業務を一括して第三者に委託すること又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、本町と協議のうえ、本業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

事業者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務及び受託者の責任

事業者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務の履行のため以外の目的に使用してはならない。このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とする。万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合は、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

事業者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合については、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。

13. その他事項

(1) 提出された書類は、返却しないこととする。

(2) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせへは応じない。

(3) 参加意向表明書等の提出後に参加を辞退する場合には、辞退届（任意様式）を電子メールにより提出すること。件名は、「プロポーザルに関する辞退届（事業者名）」とすること。

(4) 提出書類は八頭町情報公開条例（平成 17 年条例第 12 号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

(5) 提出以降における提出書類の追加、差し替え及び再提出は認めない。

(6) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

- (7) 本プロポーザルの参加に要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (8) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
- ア. 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ウ. 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合
 - エ. 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
 - オ. その他本要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した場合
- (9) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (10) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。